

平成26年第2回那須烏山市議会5月臨時会（第1日）

平成26年5月8日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午後02時41分

◎出席議員（16名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
7番	川俣純子	8番	渋井由放
9番	久保居光一郎	10番	渡辺健寿
11番	高德正治	12番	佐藤昇市
13番	沼田邦彦	14番	樋山隆四郎
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	小森幸雄	18番	平塚英教

◎欠席議員 なし

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	羽石徳雄
総合政策課長	坂本正一
秘書政策室長	福田光宏
総務課長	清水敏夫
税務課長	小口久男
市民課長	大野治樹
福祉事務所長兼健康福祉課長	樋山洋平
こども課長	青木敏
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	堀江功一
環境課長	雫友二

都市建設課長

高 田 喜一郎

上下水道課長

大 谷 頼 正

学校教育課長

網 野 榮

生涯学習課長

佐 藤 新 一

文化振興課長

両 方 裕

◎事務局職員出席者

事務局長

平 山 隆

書 記

薄 井 時 夫

書 記

塩野目 庸 子

○議事日程

- 日程 第 1 仮議席の指定について（臨時議長提出）
日程 第 2 選挙第1号 議長の選挙について（臨時議長提出）

○追加議事日程

- 追加日程 第 1 議席の指定について（議長提出）
追加日程 第 2 会議録署名議員の指名について（議長提出）
追加日程 第 3 会期の決定について（議長提出）
追加日程 第 4 選挙第2号 副議長の選挙について（議長提出）
追加日程 第 5 報告第3号 常任委員会委員の報告について（議長提出）
追加日程 第 6 報告第4号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）
追加日程 第 7 報告第5号 議会広報委員会委員の報告について（議長提出）
追加日程 第 8 報告第6号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）
追加日程 第 9 報告第7号 議会運営委員会委員の報告について（議長提出）
追加日程 第10 報告第8号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）
追加日程 第11 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について（議長提出）
追加日程 第12 議案第4号 那須烏山市監査委員（議会選出）の選任同意について（市長提出）
追加日程 第13 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
追加日程 第14 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
追加日程 第15 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号））（市長提出）
追加日程 第16 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）（市長提出）
追加日程 第17 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市文

化財保護審議会設置及び運営条例の一部改正について）（市長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程、追加議事日程に同じ

[午前10時00分]

○臨時議長（中山五男） 本日の出席議員は18名全員であります。ただいまから、平成26年第2回那須烏山市議会5月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長等の出席を求めていますので、御了解願います。

◎市長挨拶

○臨時議長（中山五男） ここで、市長の挨拶を求めます。

大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 挨拶]

○市長（大谷範雄） おはようございます。平成26年第2回那須烏山市議会5月臨時会の開会にあたりまして御挨拶申し上げます。

大型連休が終わりました。田植えも順調に進んでおり、実り多き秋の収穫となるよう願うばかりであります。また、山々の新緑、那珂川、荒川の清らかな流れ、水田などのこの田園風景も美しさを感じる時、後世にこの風景を残さなければならないと改めて思うばかりであります。

また、連休中は、烏山駅前に、国内初の蓄電池駆動列車アキュムで訪れる観光客を「おもてなしする」ために、観光案内所を臨時に設けました。多くの観光客が訪れたと聞き及んでおります。今後より一層、観光客のための受け皿づくりが必要であると痛感をいたしております。

さて、新しく選ばれました議員各位には、4月20日執行の那須烏山市議会議員選挙におきまして、市民の期待を担いまして見事この栄誉を勝ち得られました。改めまして心からお祝いと敬意を表する次第であります。まことにおめでとうございます。

議会と執行部は車の両輪とよく言われます。議員各位には、何かと御迷惑をかけることも多々あるかと存じます。お互いが切磋琢磨の精神により、大いに議論しながら、市民の福祉向上、市政発展のため、私を初め執行部一同「誠心誠意」たゆまぬ努力で取り組む覚悟でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、新たな年度、平成26年度を迎えまして、私は、4月に市長訪問という形で各課を回り、それぞれの目標、懸案事項等及び市長の指示事項等について、課長を初め職員と意見交換を実施いたしました。

総合計画後期基本計画の基本理念であります「みんなの知恵と協働によるひかり輝くまちづくり」の実現を目指し、私を含め職員一丸となって、明るく活気のある職場環境づくりから始

め、全庁体制のスクラムを組んで市政の運営を展開してまいりたいと考えております。

なお、厳しい財政状況下にはありますが、特に大震災を教訓とした防災、減災力の向上に努め、市民の安全第一を常に念頭に置き、さらなる「教育・福祉・医療」対策の充実を目指してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、市政に精通されたベテランに加えまして、清新はつらつたる各位をお迎えできましたことはまことに力強い限りであります。ますます御健勝で御活躍くださるよう御祈念を申し上げますとともに、市政発展のために何とぞ御指導、御鞭撻、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日の臨時会は、専決処分の報告案件2件、承認案件3件、その他人事案件1件、計6件を執行部側から上程をさせていただきます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。また、本日の臨時会に御参集を賜りましたこと、重ねてお礼を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（中山五男） 以上で市長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（中山五男） 日程第1 仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席を仮議席と指定いたします。

ここで、市長以下各課長には、しばらくの間、議会の人事案件等が議決されるまでの間、退席して下さるようお願いを申し上げます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

（執行部 退席）

再開 午前10時06分

○臨時議長（中山五男） 休憩前に引き続き再開をいたします。

◎日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

○臨時議長（中山五男） 日程第2 選挙第1号 議長の選挙を行います。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（平山 隆） 選挙第1号 議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の

規定により、議長の選挙を行うものとする。平成26年5月8日提出。那須烏山市議会臨時議長 中山五男。

○臨時議長（中山五男） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行うこととしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（中山五男） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については、指名推選により行うことに決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法は臨時議長において指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、臨時議長により指名することに決定いたしました。

議長に佐藤昇市議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名いたしました佐藤昇市議員を議長の当選人として決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、選挙第1号については、ただいま指名のとおり、佐藤昇市議員を当選人に決定いたしましたので、告知申し上げます。

ただいま議長に当選されました佐藤昇市議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選された佐藤昇市議員の議長就任の挨拶を求めます。

佐藤昇市議員。

〔12番 佐藤昇市 登壇〕

○12番（佐藤昇市） 一言御挨拶を申し上げます。このたびの議長選挙にあたり、不肖私が、議員各位の温かい御推挙により指名推選で当選の栄を得ましたことは、光栄これにすぐるものはないと感激いたしている次第であります。

今回、私が指名選挙で議長に当選したのは、私の手腕力量がどうのこうのではなく、主義主張、理念の異なる議員の共通する目標が、本市の発展と住民目線の政治であることを示したものと私は受けとめております。私は議会運営に臨んでは、中立公正の4文字を頭から離さぬよう対処することをお約束いたします。本議会が融和融合を図り、お互いの人格と名誉を尊重する言論の府であってほしいと念願するものであります。

本議会には歴代の議長、議員各位によってつくられ、守られてきた伝統、尊重すべき先例を

厳守するよう最大の努力をすることをお誓いし、重ねて議員各位の御支援、御協力をお願いし、粗辞ではありますが議長就任の挨拶といたします。大変ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（中山五男） それでは、議長が決定いたしましたので、議長職を交代いたします。御協力ありがとうございました。

「臨時議長 降壇」

「議長 着席」

○議長（佐藤昇市） 会議を始めます。

本日の議事日程の追加についてお諮りします。これより日程を追加して議事を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認め、日程を追加して議事を進めます。

追加議事日程及び議案書を配付いたします。

「追加議事日程・議案書 配付」

○議長（佐藤昇市） 追加議事日程を事務局長に朗読させます。

○事務局長（平山 隆） 追加議事日程（第1号）。平成26年第2回那須烏山市議会5月臨時会（第1日）。追加日程第1 議席の指定について。追加日程第2 会議録署名議員の指名について。追加日程第3 会期の決定について。追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について。追加日程第5 報告第3号 常任委員会委員の報告について。追加日程第6 報告第4号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について。追加日程第7 報告第5号 議会広報委員会委員の報告について。追加日程第8 報告第6号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について。追加日程第9 報告第7号 議会運営委員会委員の報告について。追加日程第10 報告第8号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について。追加日程第11 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について。追加日程第12 議案第4号 那須烏山市監査委員（議会選出）の選任同意について。追加日程第13 報告第1号 専決処分の報告について。追加日程第14 報告第2号 専決処分の報告について。追加日程第15 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号））。追加日程第16 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）。追加日程第17 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市文化財保護審議会設置及び運営条例の一部改正について）。以上です。

◎追加日程第1 議席の指定について

○議長（佐藤昇市） 追加日程第1 議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長によって指定いたします。議席については、現在着席している議席のとおり指定します。

◎追加日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤昇市） 追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において

1番 相馬正典議員

2番 小堀道和議員を指名いたします。

◎追加日程第3 会期の決定について

○議長（佐藤昇市） 追加日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

◎追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について

○議長（佐藤昇市） 追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（平山 隆） 選挙第2号。副議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、副議長の選挙を行うものとする。平成26年5月8日提出。那須烏山市議会 議長 佐藤昇市。

○議長（佐藤昇市） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時25分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行うこととしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については、指名推選により行うことに決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議長により指名することに決定しました。

副議長に10番渡辺健寿議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した渡辺健寿議員を副議長の当選人として決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、選挙第2号については、ただいまの指名のとおり、当選人として決定しましたので、告知いたします。

ただいま副議長に当選された10番渡辺健寿議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選された10番渡辺健寿議員の副議長の就任の挨拶をお願いいたします。渡辺健寿議員。

〔10番 渡辺健寿 登壇〕

○副議長（渡辺健寿） 10番渡辺健寿です。ただいまは身に余る光栄の副議長ということで、本当に浅学非才の身でありながら、さらに経験もまだ十分とは言えない浅い経験でありますけれども、皆様方の御理解をいただきまして就任させていただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、議長を補佐し、議会の円滑な運営に努めてまいり所存であります。どうぞよろしく皆様方の御理解をお願いできればと思っております。簡単でありますけれども、就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（佐藤昇市） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時39分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎追加日程第5 報告第3号 常任委員会委員の報告について

○議長（佐藤昇市） 追加日程第5 報告第3号 常任委員会委員の報告についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（平山 隆） 報告第3号。常任委員会委員の報告について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第4条第1項の規定により、常任委員会委員の選任をしたので次のとおり報告する。平成26年5月8日提出。那須烏山市議会議長 佐藤昇市。

総務企画常任委員会委員 5番望月千登勢議員、6番田島信二議員、8番渋井由放議員、9番久保居光一郎議員、10番渡辺健寿議員、11番高德正治議員。

文教福祉常任委員会委員 3番滝口貴史議員、4番矢板清枝議員、13番沼田邦彦議員、14番樋山隆四郎議員、15番中山五男議員、17番小森幸雄議員。

経済建設常任委員会委員 1番相馬正典議員、2番小堀道和議員、7番川俣純子議員、12番佐藤昇市議員、16番高田悦男議員、18番平塚英教議員。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 常任委員会委員の選任については、那須烏山市委員会設置及び運営条例第4条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、ただいま朗読したとおり各常任委員会委員を報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎追加日程第6 報告第4号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（佐藤昇市） 追加日程第6 報告第4号 常任委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び副委員長については、那須烏山市委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定により、次のとおり互選されましたので、事務局長より朗読させます。

○事務局長（平山 隆） 朗読いたします。

報告第4号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について。各常任委員会において那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。平成26年5月8日提出。那須烏山市議会議長 佐藤昇市。

総務企画常任委員会委員長 9番久保居光一郎議員。同副委員長 6番田島信二議員。

文教福祉常任委員会委員長 13番沼田邦彦議員。同副委員長 3番滝口貴史議員。

経済建設常任委員会委員長 7番川俣純子議員。同副委員長 2番小堀道和議員。

以上であります。

○議長（佐藤昇市） 各常任委員会委員長及び副委員長については、委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定により、各委員会において互選することになっておりますので、ただいまの朗読のとおり報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時03分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎追加日程第7 報告第5号 議会広報委員会委員の報告について

○議長（佐藤昇市） 追加日程第7 報告第5号 議会広報委員会委員の報告についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（平山 隆） 報告第5号 議会広報委員会委員の報告について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第7条第3項において準用する第4条第1項の規定により、議会広報委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。平成26年5月8日提出。那須烏山市議会議長 佐藤昇市。

議会広報委員会委員 1番相馬正典議員、2番小堀道和議員、3番滝口貴史議員、4番矢板清枝議員、5番望月千登勢議員、8番渋井由放議員、9番久保居光一郎議員、10番渡辺健寿議員。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 議会広報委員会委員の選任については、委員会設置及び運営条例第7条第3項において準用する第4条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、ただいま朗読したとおり報告いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時12分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎追加日程第8 報告第6号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（佐藤昇市） 追加日程第8 報告第6号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告を議題といたします。

議会広報委員会委員長及び副委員長については、那須烏山市委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定により、次のとおり互選されましたので、事務局長より朗読させます。

○事務局長（平山 隆） 報告第6号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について。議会広報委員会において、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。平成26年5月8日提出。那須烏山市議会議長 佐藤昇市。

議会広報委員会委員長 渡辺健寿。副委員長 相馬正典。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 広報委員会委員長及び副委員長については、委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、ただいまの朗読のとおり報告いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時29分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎追加日程第9 報告第7号 議会運営委員会委員の報告について

○議長（佐藤昇市） 追加日程第9 報告第7号 議会運営委員会委員の報告についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（平山 隆） 報告第7号 議会運営委員会委員の報告について。那須烏山市議会運営委員会設置及び運営条例第6条第3項において準用する第4条第1項の規定により、議会運営委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。平成26年5月8日提出。那須烏山市議会議長 佐藤昇市。

議会運営委員会委員 7番川俣純子議員、9番久保居光一郎議員、10番渡辺健寿議員、11番高德正治議員、13番沼田邦彦議員、15番中山五男議員、18番平塚英教議員。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 議会運営委員会委員の選任については、委員会設置及び運営条例第6条第3項において準用する第4条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、ただいま朗読したとおり報告いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午後 0時14分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎追加日程第10 報告第8号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（佐藤昇市） 追加日程第10 報告第8号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

事務局長から朗読させます。

○事務局長（平山 隆） 報告第8号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について。議会運営委員会において、那須烏山市議会運営委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。平成26年5月8日提出。那須烏山市議会議長 佐藤昇市。

議会運営委員会委員長 高德正治。副委員長 平塚英教。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 議会運営委員会委員長及び副委員長については、委員会設置及び運営

条例第11条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、ただいまの朗読のとおり報告いたします。

◎追加日程第11 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議員の選挙について

○議長（佐藤昇市） 次に、追加日程第11 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議員の選挙についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（平山 隆） 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について。南那須地区広域行政事務組規約第6条第2項の規定に基づき、議員の選挙を行うものとする。平成26年5月8日提出。那須烏山市議会議長 佐藤昇市。

○議長（佐藤昇市） 本件は、南那須地区広域行政事務組規定に基づき組合議会議員の選挙を行うものであります。選挙第3号については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙については、次の6名を指名いたします。

12番佐藤昇市議員。14番樋山隆四郎議員。15番中山五男議員。16番高田悦男議員。

17番小森幸雄議員。18番平塚英教議員。

以上指名いたしました議員を南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙の当選人として決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、選挙第3号については、ただいまの指名のとおり当選人と決定いたしましたので、告知いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時17分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎追加日程第12 議案第4号 那須烏山市監査委員（議会選出）の選任同意について

○議長（佐藤昇市） 追加日程第12 議案第4号 那須烏山市監査委員の選任同意についてを議題といたします。

ここで、8番渋井由放議員の退席を求めます。

〔渋井由放議員 退席〕

○議長（佐藤昇市） 事務局長に朗読させます。

○事務局長（平山 隆） 議案第4号 那須烏山市監査委員（議会選出）の選任同意について。那須烏山市監査委員として次の者の選任について地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。平成26年5月8日提出。那須烏山市長 大谷範雄。

○議長（佐藤昇市） 市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第4号 那須烏山市監査委員（議会選出）の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那須烏山市議会議員の改選に伴い、新しく議員から選出をされる監査委員を選任をしたいので、地方自治法第196条の規定に基づき議会の同意を求めます。

このたび議員選出委員として、人格が高潔で、市の財務管理、経営管理等行政運営に関しすぐれた識見を有する渋井由放氏を選任をするものであります。渋井由放氏は、議会広報委員長、経済建設常任委員会副委員長の要職を務められ、議会運営全般に幅広い経験と深い識見を有し、温厚篤実、人格識見とも監査委員にふさわしい方であります。

御審議の上、御同意をくださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。議員から選出の人事案件ですので、本案に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、本案に対する質疑、討論を省略し、採決いたします。

追加日程第12 議案第4号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

8番渋谷由放議員の復席を求めます。

〔渋谷由放議員 復席〕

○議長（佐藤昇市） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時04分

○議長（佐藤昇市） 再開します。

追加日程第13 報告第1号と追加日程第14 報告第2号、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を同じ報告案件でありますので、一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

◎追加日程第13 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

◎追加日程第14 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（佐藤昇市） よって、報告第1号及び報告第2号について、一括して議題といたします。なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要とする場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました報告第1号及び報告第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

専決処分の報告についてであります。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定をされている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしましたので、報告をするものであります。

報告第1号の専決処分の内容は、平成26年2月25日午後0時15分ごろ、那須烏山市中央1-1-1の烏山庁舎西側駐車場において、猫捕獲用おりを貸し出しをするため、相手方車両へ積載をしようとしたところ、目測を誤り、おりを車両に接触させリアバンパーに損害を与えてしまったものであります。

なお、損害賠償額は相手方車両の修理費用でありまして、損害額1万2,800円の全額を市が支払うことで和解が成立をしたものであります。

報告第2号の専決処分の内容は、平成26年3月13日午後5時30分ごろ、那須烏山市野上985-7付近の市道1202号野上神長線において、市職員が運転する公用車が左右確認を怠り、交差点へ進入したところ、右方向から走行してきた相手方車両と出会い頭に衝突し、両車両とも損害が発生したものであります。

なお、損害賠償額は、市の過失割合を90%、相手方の過失割合を10%とし、双方の負担額を過失相殺をした額として9万2,773円を市が相手方に支払うことで和解が成立したものであります。

以上、一括上程をいたしました報告第1号及び報告第2号につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 補正予算第6号でございますが、これについては、ここに書かれている状況が示されたとおりでございますが、これについては、この1万2,800円を市が加入している共済のほうで全額補填されるということで理解をしてよろしいのかですね。同じように報告第2号についても説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） ただいまの損害賠償額、まず1万2,800円につきましては、全国町村会の総合賠償保障保険事業、こちらのほうで全額補填されます。また、交通事故に伴う9万2,773円、過失相殺をされました額でございますが、これについては一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済事業の保険料のほうから100%補填されます。

以上です。

○18番（平塚英教） 了解。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されております専決第6号、第7号について伺います。

まず、第6号、これは猫捕獲用おりを貸し出しするためというふうに書いてありますが、これの担当課は環境課かと思うんですが、その確認をひとつしたいと思います。

それから、第7号につきましても、これは公用車とだけ書いてありますけれども、これは何課でこの公用車を運転していたのか。それについて伺います。

それから、3つ目は、どうもここ近年、こういう事故に関する専決のあれが出てまいりますけれども、ずっと見てみると、今回もそうでありますけれども、市の職員が運転していて、その過失が大きい部分があるということは、市の職員のやはり不注意であろうと思います。この辺について、これは再々以前から申し上げているところでありますけれども、さらなる厳重な管理監督が必要なのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず、猫捕獲費関係のものについては、環境課の所管のものでございます。

もう一つの2点目の交通事故につきましては、上下水道課の職員の起こしたものでございます。

なお、2点目のその事故が多いという件に関しましては、本年度、平成26年度に私どものほうも交通事故の多さというのに、昨年も説明させていただきましたが、事故を起こしている職員について安全運転の再教育をしたいということで、本人にも負担をしていただいて、やはり自分の運転はどこが問題があるのか。そういうのを再度教習所等で再教育させてもらうということで、今年度も早いうちに、これらの職員等を対象に内部を詰めまして再教育を実施したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） やはり先ほど申し上げましたように、このかかる事故においては、市の職員の過失割合が多いのが最近増えております。これについて、今、総務課長のお話ですと安全運転の再教育をされているということでございますけれども、これ、ここ1年、2年の間に同じ職員が2回事故をやっているというような事例はございませんか。それについて伺います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 交通事故関係で物損事故、人身含めてなんですが、何件か複数に

わたる事故を起こしている職員がおりますので、それらの職員について特に重点的に指導していきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） まず、補正予算第6号からお伺いをいたします。今回の損害賠償額は1万2,800円と少額でありましたが、事故を起こした職員に対して、市長はどのような処分をされたのでしょうか。額が少ないとしておとがめなしとしたのかどうか。これが1点です。

次に、報告第2号について3点ほどお伺いします。事故発生時刻はもう5時30分ですから、まだまだ明るかったですね。それと、この勤務時間外のような気もしますね。5時半といいましたらね。職員はこのどこからどこへどのような目的で移動しようとしたのでしょうか。これが1点です。

2点目は、これは過失割合を9対1として相手方に損害賠償金9万2,773円を支払うことにしたわけですが、これは相手方の実修理額ですね、これが幾らなのか。さらに公用車の修理額は幾らなのか。これについてお伺いします。

もう1点お伺いします。これは市長にお伺いしたいんですが、市長は運転した職員に対して何か処分をされたのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 報告事項の2件の件でございますけれども、その件につきましては、副市長並びに総務課長のほうから補足説明をさせていただきますので、ひとつ御理解ください。

○議長（佐藤昇市） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 1点目の職員に対する注意喚起と申しますか、その点に関しましてお答え申し上げます。

事故等の報告書につきましては、当然その所管課の課長と本人とが同伴の上、総務課長、そして副市長、そして市長の決裁を受けることになっております。そのときに、詳細な事故の説明をいただいて、こちらからはそれに対して嚴重注意と申しますか、安全運転の励行の奨励なり、口頭注意等で行っているのが現実でございます。

ただ、懲戒処分関係にもあるわけでありまして、こちらのほうにつきましては、故意的な過失による場合等が主かなというふうに思いますが、今回の事件につきましては、本人の注意喚起が足りなかったというようなことでございますので、今回、口頭注意にとどめたということでございます。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） この交通事故の5時半ということで、これについては上下水道課の職員で配水管の漏水修繕の対応をして、その帰り、水道庁舎へ帰る途中の事故でございます。並びに相手方の損害額でございますが、11万円ちょうどということと、あと私どものほうの損害額が6万2,265円ということで、その90%の金額、6,227円、これを差し引いた額、相殺した額が9万2,773円。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ただいまの副市長の答弁をお伺いいたしますと、事故のてんまつを聞いて、それで口頭でもって注意をした。それで終わりというようなことですね。実は、私、元在職中、建設課にも長くいました。もう今からでは20年ちょっと前ですが、建設課のトラックがバックをしたところが、自転車がありまして、その自転車を少し破損させたことがあります。で、そのぐらいでも、その当時、市長はその運転をしていた建設課の職員に対して、きちっとした事故のてんまつ書、これを書かせております。これ、私、当然だなと思っております。

今回はそういったてんまつ書も何も書かないで、それで済ませたとなったのでは、ちょっと私は本人もあまり罪の意識と申しますか、そういうことが感じないのではないかなと思っております。この辺のところはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 先ほど申し上げましたように、決裁を受けてということでございますので、ここでその事故報告書の中に事故の状況を詳細に記載をしていただいて、さらに課長同伴で担当職員が決裁をいただく。それは順番としては総務課長、副市長、そして市長という段階で事故を起こした職員を同伴で状況等を詳細に書いた事故報告書とあわせて、口頭でさらに状況報告いただいているという状況でございますので、何も本人から事故報告書なり等をいただいているということではございません。詳細に報告いただいて、その段階で重大な過失あるいは故意的なのか、そういうことも含めて勘案をして、今回につきましては口頭注意にとどめたということです。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 先ほど久保居議員も申しておりましたが、本当に公用車による事故が多いですね。多分この合併後、20件近いのではないかと思いますよ。なぜこれほど職員が後から後からこういった事故を起こすのか。全く私は理解できません。事故を起こしても、その損害賠償金は保険のほうから出資する。直接市にはあまり損害を与えていない。そんなこと

から、安易に考えているのではないかと考えております。この辺のところは、十分に、さらに職員に対しての事故防止に対しての徹底をすべきと私は考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

8番 渋谷由放議員。

○8番（渋谷由放） 専決第7号の件でございますけれども、この文章を読んで自分の頭の中で思うことと多少違うのかもしれませんが、公用車が左右確認を怠りと、こういうふうになっているんですけれども、今、幼稚園でも保育園でも小学校1年生に上がるときでも、右見て、左見て、また右見て。これ、常識的な話だと思うんですね。

もし、こういうことがあったとすれば、逆に交通ルールの基本が守れないというようなことで、しっかりと再教育をするなり何なり、当然安全運転、再教育とありますけれども、それ以前の問題ではないか。だから、こういうものに対してはしっかりと何らかの措置をとる。こういうふうにしめせんと、たびたび繰り返されるのではないのかなというふうに思いますけれども、これは、とまれの標識があったり、そういうようなことがない交差点でしょうか。どうでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） この交差点につきましては、停止線、破線はありますが、とまれの標識等がない交差点でございます。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋谷由放議員。

○8番（渋谷由放） そうしますと、そのとまれの標識があれば防げたという可能性もありますか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 私もここは何回か出入りをしておりまして、両側の建物は最近建ちまして若干見通しが悪いようなところでもございます。そのようなことですので、やはり交通安全施設のほうもしっかりととまれるように、その標識を警察のほうに設置の依頼をするなり、また、何か安全対策を講じるように、私どもも交通安全の対策の担当課でございますので考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋谷由放議員。

○8番（渋谷由放） 今、両脇に家が建って見づらくなったというところでの事故だったとすれば、市の職員だけじゃなくて市民の皆さん全体が、やはりそういう危険にさらされる可能性があるというふうに思われます。当然安全教育をしっかりとやるということだけではなく、そ

この周りの交通安全施設、これもしっかり見て、すぐ対応できるものは対応するというようなことも必要ではないのかなというふうに今やっていただけるということでございますので、早急にやっていただくことをお願いして、答弁は結構でございます。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、報告第1号及び報告第2号については、報告のとおりであることで御了解願います。

◎追加日程第15 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号））

○議長（佐藤昇市） 追加日程第15 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、平成25年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）を3月28日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

補正予算の額は、一般会計の歳入歳出をそれぞれ1億9,215万5,000円を増額し、補正後の予算総額121億7,683万円とするものであります。今回は地方交付税のうち特別交付税の額の確定による増額であります。

内容を御説明申し上げます。まず、歳出でございます。総務費は、今後の財政運営の安定に資するため、市有施設整備基金に1億9,000万円、財政調整基金積立金に250万3,000円、ふるさと応援基金積立金に12万3,000円をそれぞれ計上いたしました。また、機構改革に伴う保健福祉センター事務室等整備に係る予算計上であります。

民生費は、子ども・子育て支援法に基づくシステム構築費として、県補助基準額の確定による財源振替であります。なお、これらに係るシステム構築作業につきましては、平成26年度へ繰越明許といたしました。

衛生費は、震災瓦れき、木質廃材処理費といたしまして、国県補助金の確定に伴う精算であります。

農林水産業費は、農村改善環境センター（南那須公民館）であります。これにおける非常灯修繕に係る予算計上であります。

商工費は、JR烏山線沿線整備・観光振興対策事業費といたしまして、烏山駅舎建替えに伴う観光案内看板設置工事に係る予算を計上いたしました。

次に歳入であります。地方譲与税、利子・配当・株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税のうち特別交付税につきましては、額の確定により増額補正となりました。

なお、特別交付税につきましては、総額6億3,284万9,000円となり、対前年度比5.6%の増となっております。

ゴルフ利用税交付金は、額の確定により減額補正となっております。

国県支出金は、災害等廃棄物処理事業に係る補助金の額の確定に伴う減額補正であります。

寄附金は、ふるさと応援寄附金といたしまして、奥茂宏行様、アヤラ産業株式会社様、住宅エコポイント事務局様からであります。御芳志に対し深く敬意を表し、御報告申し上げます。

何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 一般会計の補正ということでございまして、9ページのほうで塵芥処理費が240万1,000円減額ということでございまして、これは今の説明で、瓦れき処理が完了してその精査をしたものということでございます。総額で3.11震災の瓦れき処理に幾らかかったのか。その内容についてお示しいただきたい。

さらに、興野小学校、そして旧境小学校、どちらも旧ですけれども、その跡地整備については完了したということでの理解でよろしいかどうか。それも含めて説明をお願いしたいと思います。

2つ目は、商工費のほうでJR烏山線沿線整備・観光振興対策事業費ということで84万円ということでございます。これは今、市長の説明にもありましたように、JR烏山駅舎建替工事に伴う観光案内板の設置工事ということでございます。

今回、私ども、選挙の洗礼を受けたわけでございますが、市民の皆さんからの御意見でございますが、大金駅前物産館の改築というんですかね、新築というんですかね、それも必要で

はあろうと思うけれども、烏山駅の駅舎も整備したことだし、その周辺についてはどういう状態、これからどういう計画になっていますかと、こういうふうに聞かれたんです。これについてはまだ明確な方針や計画はありませんというふうにしからお答えできなかったんですが、市民の皆さんからすると、全くそれでは理解できないというような感じで受けとめております。

この案内板を設置するのは結構ですが、烏山駅舎周辺のこれからの整備計画については、おおむねどんな方向に持っていく考えがあるのかどうか。そして、私がかねがね言うておりますように、地元の駅前の自治会や商店街の方々との話し合い、何か聞いている範囲ではまだ持たれていないというふうに聞いておりますが、その辺も含めてコンセンサスを十分得ながらせっかくアキュム車両が導入されたわけでございますので、総力を挙げてその辺の対策をとっていただきたいなというふうに思うんですが、それについての考え方をお示しいただきたいなと思います。

3つ目は、10ページの安心こども特別対策事業費補助金というのが載っていますが、おおむねどんな事業内容なのか。この9ページのほうの児童福祉事業費の減額がありますが、システム構築費の内容で平成26年度に繰越明許したというような説明だったと思いますが、その辺も含めて、この児童福祉事業費の中の安心こども対策特別対策事業費補助金の内容について御説明いただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 烏山沿線整備に関する大金駅舎周辺、そして烏山駅舎周辺の今後の考え方はというようなお尋ねでございますが、私も、まさに烏山駅前の周辺整備については、その必要性は極めて強く痛感をいたしております。文字どおり3月15日から全国初のアキュムの運行も開始をされました。

そういう中で、先駆けて沿線整備を進めてきているわけでございますけれども、特にこれからはこのJRとの連携をしながら、駅前周辺、そして山あげ会館までの那須烏山市としての整備を考えていくのは、やはり喫緊の優先課題だと認識をいたしております。

まだ、そういった代案というものが固まっておりませんが、説明をすることがなかなか今のところは困難でございますが、この前のゴールデンウィークでもあの周辺をちょっと歩いてみましたけれども、やはり今のこの状況では、まだまだ世界遺産の山あげ祭の那須烏山市としては、本当におもてなしの心が行き届きません。

したがって、この世界遺産の無形文化財の遺産となる那須烏山市のその核たる烏山駅の周辺整備については、それにふさわしい整備を考えておりますので、もちろん地元の商店会あるいは観光協会、商工会、そういったところとの連携が極めて重要でございますから、そのよ

うなことも含めて、より今後スピード感を持って対処していきたいと考えておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 零環境課長。

○環境課長（零 友二） 3. 11の東日本大震災にかかわる瓦れき処理の事業費ということなんですが、平成25年度につきましては1,774万7,800円となっております。なお、平成23年、平成24年、平成25年と3カ年やってきたわけなんですが、全体では1億1,585万4,650円となっております。

また、旧小学校の校庭の整備の件なんですが、両方とも瓦れきの片づけ等を終了してございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） まず、4ページの第2表、繰越明許補正をちょっとごらんいただきたいと思えます。その中に、先ほど市長からもお答えがありましたとおり、児童福祉事業費702万円を繰り越すもので、これにつきましては平成27年4月から始まります子ども・子育て支援法の改正に伴います保育料等のシステム改修費なんですが、これについては消費税が8%になるという関係から、平成25年度中に契約を結ばなければこれは補助の対象にならないということで、平成25年度に契約を結びまして、平成26年度に実施するという関係で、今回繰越をしている状況でございます。

それに伴いまして、10ページの安心こども特別対策事業費補助金、これを財源振替ということで三角の410万8,800円という形をとっているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 2点ほどお伺いをいたします。まず7ページの歳入です。一番下にゴルフ場利用税交付金とありますね。当初予算で5,100万円を計上したところ、およそ2割にあたる900万円ほど減額をしております。これは、こういった予算を計上する場合には、過去の統計的な実績を探して予測できなかったのかなというような感じはしますが、これは答弁は求めないこととしても、このゴルフ場利用税ですが、これは市としては全く徴収費のかからない歳入になるわけですね。そこで、この那須烏山市内のゴルフ場を利用してもらうような何か方策が必要ではないかと思うんですが、何かこれは担当課、また市長としてやられているんでしょうか。これが1点であります。

次にもう1点お伺いをいたします。これは私、決算の都度、去年の9月にも申し上げたんですが、予算額が歳入に満たない予算、すなわち歳入欠陥の生じる科目というのが幾つもありまし

たね。今回はこの専決処分をして、これでそういうようなものが一切なくなったんでしょうか。この2点についてお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） まず、歳入の関係でございますけれども、こちらは国、県のほうから補助金、それから交付金、譲与税等、交付決定のあったものについて精査をしたものでございますので、不足等は生じないものというふうに思っております。

○議長（佐藤昇市） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 市内のゴルフ場の利用促進ということでございますけれども、PRの1つの方法としては、市の観光パンフレット等の中にはゴルフ場の案内を入れてございますが、市独自としてのPRは、今申し上げました観光用のパンフレットに案内を載せる程度で現時点ではおりますが、ただ、ゴルフ場独自においては、それぞれゴルフ場さんでメディアを使ったりしてPRには努めているようでございます。なお、一例を挙げますと、市としては昨年、ことしもそうなのでありますが、ねりんピックを市内のゴルフ場で開催をいたします。そういうところを利用することによって、そこを訪れた方に対しても、そのゴルフ場のよさといいますか、当然会場もさることながら、こういうすばらしいゴルフ場があるんですよというようなことも、その会場を利用することによって、PRの1つには寄与しているのではないかなというふうに思っておりますが、今後ともゴルフ場、本市におきましては4つのゴルフ場になってしまいましたけれども、ゴルフ場さんともし何らかのタイアップができて、PRをしていければ、ゴルフ場さんとも話を重ねながら、一緒にPRを進めていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいまの中山議員の質問とダブるんですが、この歳入のゴルフ場利用税交付金、これは今、副市長が言われたように、現在、3つ、4つのゴルフ場ですね。このゴルフ場利用税の交付金なんですが、65歳になると利用税が減免されるんですよ。私もときどきゴルフはやるんですが、ゴルフをやられる方、大変高齢者が増えているのかなというふうに私は感じております。

もちろん若い方も都会から来てやっているわけでありましてけれども、ゴルフ利用税の交付金については、今、市長が言われたように、各ゴルフ場ごとにそれぞれの対応、入場者を増やすために、それぞれの対応をとられているかと思うんですが、これはあまり収入は多く期待できないんじゃないかというふうに私は思っているんですが、それについての見通しを1点お伺いいたします。

それから、次は、9ページの7款の4項観光費、JR烏山沿線整備・観光振興対策事業費の中で、JR烏山線の駅舎案内板の新設というふうに書いてありますけれども、これは従来の烏山駅前にあった看板を書きかえたのか。それとも全く新たに移しかえて新しいものをつくったのか。その辺のちょっと詳細な部分について1点お伺いをいたします。

それから、2番目については、やはり関連でございますけれども、アキュム号が3月15日に初めて運行されたわけでありまして。15日当日は大勢の人でにぎわったわけでございますけれども、あれからまだ2カ月にはなりませんけれども、約2カ月近くの間、その後のアキュム号といいますか、烏山線の乗降客は増えているのか。それとも、従来の利用数に戻っているのか。その辺の状況についておわかりでしたらば、お知らせいただきたいと思っております。

それから3点目は、これも関連でございます。先ほど平塚議員のほうからも御質問がありましたけれども、大金駅前に物産センターが今度建てられるわけでありまして。また、烏山駅舎の新築に伴って、その烏山駅前の周辺整備という声も上がっているわけでございますけれども、大金に既にもう建設が決まっている物産センター、それから烏山駅前の周辺を整備するにあたって、ある程度のしっかりとした事業計画、場当たりのあれではなくて、やはりそれを建てたことによって、整備することによって、やはり今後観光客の導入に向けてどういう展開をしていくのかというようなビジョンが私はあってしかるべきだと思うんですが、それについての見解を、これは市長にお伺いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほども平塚議員にお答えしたとおりでございますが、私は大金駅については、震災復興の一環でもありますので、先に復興、復旧をすることにいたしました。また、これは議員各位からもいろいろと御提言をいただいておりますので、実際の実施計画は早いうちに定めて、またお示しをしたいと考えています。

一方、烏山駅舎周辺でございますが、もちろん言われるとおり、場当たりのことはふさわしくございません。しかし、金太郎あめ式の全国にある駅前周辺の整備ということではなくて、JR烏山線の終着駅的那須烏山市として極めてローカル駅の特徴が出ている。しかも、この山あげばかりではなくて、定常的に那須烏山市に入っていただく観光客の誘客が最優先であると思っております。

したがって、そのような老若男女が極めて楽しく一日を過ごせるような那須烏山市のまちづくりが必要でございますので、そういったところにはスピード感を持ちながらも、慎重なやはり計画、そして住民の理解が得られる計画が必要でございますので、この辺のところは慎重に、しかも英断を持った形で進めていきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） ゴルフ場利用税交付金の関係でございます。実績を申し上げますと、平成23年度が5,700万円、平成24年度が5,600万円、今年度になりまして約4,200万円ということで、ここのところ減少傾向でございます。

大きな要因といたしましては、ここに来て市内のゴルフ場、27ホールを有するゴルフ場の廃業と、あわせまして本市一部、1ホールほど使っておりますゴルフ場も廃業したとようないうことで、ゴルフ場の廃業等も影響しているということが思われますけれども、今後とも先ほど市長が申しましたように、既存のゴルフ場につきまして、さらに利用向上が図れるようPRしてもらいたい。所要の額を確保できるよう努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 私のほうからJR烏山駅前の看板についての専決がありました金額についてですが、既にJR烏山駅入り口にはこの大きな看板がありまして、今回のJR烏山線の烏山駅の改修にあわせてそこの会社の東鉄工業さんをお願いして撤去していただいておいて、そして完成のときに設置したということで、今までであったものを撤去して、そして置いたものを今度完成時に設置したということでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

あと、大金駅前については、当初予算において大金駅前物産館の設定と建設工事の予算は当初にいただいておりますが、それがあつた程度大金駅前についてはそのような方向で進めていくことになりましたので、今後は烏山駅前につきまして烏山線沿線整備及び観光振興対策の委員会がありますので、そこで協議していただいて、至急早目のうちに、内部でのビジョンを策定したいという考えを持っております。

アキュムの運行状況については、乗客数については私どものほうでは、まだ調査はしておりません。ですが、観光として1日3便アキュムが来ていますので、3月15日以降、毎週土日については10時59分着のアキュムが到着するときには、あそこで入り口において観光パンフレットを配布し、今回、ゴールデンウィークにおいては4日間、臨時の物産展と観光案内をしたところでございまして、この4日間については300人ほどの方にパンフレットを配ったところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ゴルフ場利用税については、今の総合政策課長の答弁がございました。これが増えれば大変結構でありますけれども、現状のままだと、やはり高齢者の利用税

免除という部分でなかなか増収も難しいのかなというふうに私は考えております。これは結構でございます。

それから、烏山駅前の看板、これは違う場所に新たに設置したということによろしいのかと思います。

それから、続いてはこのアキュム号の運行について、乗降客について伺ったんですが、確かにゴールデンウィークとか土日には増えているのではないのかなというふうに思いますけれども、平日はやはり従来と同じではないかというふうに私はJR関係の方から聞き及んでおります。さらに、増えるような手立てが必要なのではないかなというふうに考えております。

それから、最後の大金駅前の物産センター、それから烏山駅前周辺の整備についてでありますけれども、これは我々民間の場合はいろいろな借入をする。工場を増築したり何かするのに、金融機関から借り入れする場合には必ず事業計画書というものを提出しなければ、なかなか借り入れをすることができません。そういうこともございますので、私が言う場当たりのというのは、本当に場当たりのではなくて、やはりそういう民間の感覚で事業計画、大まかなものでも最初は仕方ないかなと思いますが、事業計画をしっかりと立てていただきたい。

商工観光課長のお話によると、これをJR烏山沿線整備・観光振興検討委員会の中で協議していただくということですが、これはやはり建てるからには大金駅にふさわしい、予算は限られているわけでありましてけれども、大金駅にふさわしい大金駅でその駅舎、物産センターの前で記念写真が撮りたいと言われるような、そういう建物をまずつくられたらどうかというふうに私は以前申し上げたことがございます。

そういうことも踏まえて、継続可能な、そして、また観光客が訪れてくれるようなそういう発想といたしますか、そういうものを用いてやっていただければなというふうに思っております。烏山駅舎周辺の整備についても同じであります。それについてのまた答弁がございましたら、お願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほども申し上げました、また商工観光課長からも補足答弁がありましたように、このことについてはしっかりとした計画のもとにやはり実行していきたい。このように思っておりますので、もちろん民活を活用することは大事でございますから、それも含めて住民の理解が得られ、しかも、議員各位の理解も得られる。そのような計画とスピード感を持って立ち上げて、そのようなことで実施計画をつくり進めていきたいと思っております。

○9番（久保居光一郎） 了解。

○議長（佐藤昇市） 8番渋谷由放議員。

○8番（渋谷由放） また、商工費、同じような繰り返しになってしまうんですけれども、

ちょっと確認をしたいことがございます。烏山駅舎、これは那須烏山市と足利工業大学だったんでしょうか。近代化遺産ということでPRに努めておりましたが、解体をされましてロマン窓というんですか、あの三角形のあかり窓がありましたね。そういう駅舎でございました。

その駅舎のところに、石でつくった近代化遺産の看板もあったかなというふうに思っております。その辺のところはどのようになったのか。また、そのなくなった近代化遺産を、今、那須烏山市のホームページを見ますと、きちんと載っております、近代化遺産で。そういう取り扱いをどのようにしていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 近代化遺産として旧のJR烏山駅はなっております、その入り口の右に観光案内看板との間にその記念碑が今は、前の駅舎は近代化遺産に登録されているということで看板はそのままあります。今、渋井議員からありましたように、現在なくなっているものがホームページに残っているのはということもありますので、今後、那須烏山市にあります16の近代化遺産もありますので、その全体を再チェックしまして、今後、それらについてどのような、ないものはもうなくなったものは消していくという作業になるかと思いますが、そのような処置にしていこうと今考えて今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） よく精査、別になくても昔あった近代化遺産でいいんですけども、その辺を、なくなったものと、あるものと、そういうのを精査してしっかり、看板ももとはこういうのがあったんですよという表現に直すとか、やはりお客さんが来ればそのお客さんが見て間違ふというか、そういう混乱が起きないように形に速やかに直していただければと、このように思います。

以上です。結構です、答弁は。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加日程第15 議案第1号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認することにいたしました。

◎追加日程第16 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）

○議長（佐藤昇市） 追加日程第16 議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が平成26年3月31日にそれぞれ公布され、平成26年4月1日から施行されるのに伴いまして、那須烏山市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして報告をし、承認を求めます。

主な内容は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を3年間延長するもの、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の創設、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期

限を3年間延長するものであります。

なお、詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、慎重に御審議をいただきまして可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に担当課長の説明を求めます。

小口税務課長。

○税務課長（小口久男） それでは、議案第2号の税条例の改正につきまして御説明申し上げます。

市長提案のとおり、平成26年度の地方税等の一部改正に伴います税条例の一部改正について、既に議決処分をしたものでございます。説明につきましては、新旧対照表によりまして御説明申し上げますのでお開きください。

まず、1ページの附則第6条から4ページの附則第6条の3までの規定につきましては、単に市民税の課税標準の計算につきまして細目詳細を定めたものでありまして、また、地方税等にも明確に規定されていますことから、条例の性格を踏まえまして削除するものでございます。

ちなみに、各条文の内容につきましては、1ページから3ページの附則第6条につきましては居住用財産のマイホームを買いかえた場合に旧住宅を売却したことによる譲渡が生じた場合に損益通算及び繰越控除の特例を規定したものでございます。

また、3ページから5ページの附則第6条の2につきましては、特定居住用財産であります、これは住宅ローンのあるマイホームを売却した場合に、ローンの債務残高を下回る価格で売却して損失が生じたときは、その譲渡による損失についてやはり損益通算、繰越控除の特例を規定したものであります。

そして、4ページ、5ページの附則第6条の3につきましては、阪神・淡路大震災により受けた損失の金額を、その年でなく前年の総所得金額等から雑損控除として控除することができる特例を規定したものでございます。

次に5ページの附則第8条については、肉用牛の売却によります市民税の所得割の額を免除する課税の特例ですが、この特例適用期限につきまして平成27年度までを平成30年度までと3年間延長する改正でございます。

次に、5ページ、6ページの附則第10条の3につきましては、法律改正によりまして新耐震基準に適合する耐震改修が行われた建物につきまして、固定資産税の減額措置が創設されましたので、この適用を不要とする場合に、申告についての規定を第9項において追加したものでございます。

この固定資産税の減額を受ける場合には、第9項の規定のとおり、耐震改修が完了した日から3カ月以内に（1）の納税義務者の住所、氏名等から（6）までの事項を記載した申告書とと

もに補助金確定通知書や耐震診断結果の報告書の写し、そして耐震基準適合書類等を添付しまして申告する旨を規定しております。

続きまして、6ページから7ページにかけましての附則第17条の2につきましては、第1項が優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合に、長期譲渡所得に対する市民税の課税の特例でありまして、また、第2項につきましては、これは優良住宅地等予定地の造成のために土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得に対する市民税の課税の特例ですが、その課税の特例適用期限を平成26年度から平成29年度まで3年間延長する改正でございます。

次に、7ページの附則第21条の改正につきましては、平成20年の法人制度の改正に伴いまして、既存の法人につきましては昨年の11月30日までに広域法人から一般法人に移行しなければならないとされておりましたが、その移行した法人につきましては、固定資産税につきましては平成25年度まで非課税とされておりましたが、その特例措置を廃止するとともに、あわせて一定要件を満たす場合には引き続き非課税とする特例の適用期限について明確に整備したものでございます。

最後に、7ページになりますが、附則第21条の2については、地方税法の条項の削除等によりまして、移行した法人等の固定資産税の特例の適用を受けようとする際の規定に生じます、これは項ずれによるものでありまして、第41条第15項各号を第41条第9項各号と改めるものでございます。

最後に附則といたしまして、この改正条例は平成26年4月1日から施行いたしました。

以上が詳細説明でございます。

○議長（佐藤昇市） 以上で市長の提案理由の説明及び詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 条例の中でも税条例は極めて難解でありまして、なかなか私も元経験者ながら理解のできない部分がたくさんあります。それもきょうは先ほど初めて開いて見たものですから、税務課長、簡単に説明をいただきたいと思います。

まず、1ページの第6条関係ですね。これはこの改正によって税収が増えるのか減るのか。私らその辺がこの税条例の改正の中で一番関心を寄せているところであります。この辺の第6条から第6条の2、次の4ページの第6条の3とありますが、この辺のところですね、果たして税収が増えるのか減るのか、この辺のところ、おわかりでしたら概算の金額で結構ですからこれがまず1点です。

次に、5ページに肉用牛の所得で住民税、これが3年間延長されることになりましたね。この肉用牛の売却による事業所得というのは年間どのぐらい現在免除をされているのでしょうか。

もし、わかりましたら御答弁をいただきたいと思います。

その他、幾つか条例の改正がありますが、この中で那須烏山市にあまり関係のない、増減に
関係のない部分もあるかと思いますが、もしあるとしたら、この条例改正の部分でおよその
ぐらい減るとか、増えるとか、その額がもしわかりましたら御答弁をいただきたいと思
います。
以上です。

○議長（佐藤昇市） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） それでは、今、3点の御質問がありましたが、市民に対して課税
上どういうふうになるのかということですが、今回の改正につきましては、市民の皆様方
に対しては不利益をこうむるものはありません。

あと、この市民の税に関係するものについては、先ほど5ページの肉用牛の売却による、こ
れが3年間延長になりましたよというものと、戻りまして今、1ページの買いかえ資産で居住
財産を買いかえた場合に特例がありますので、市民税の税率が5%下がるということござい
ます。

肉用牛の売却による課税の特例でどれほどの免除があったかということなんですが、これに
つきましては、平成25年度課税で11件で市民税が6%ということになりますので、約2,
400万円でございます。あと平成24年度は11件で640万円ぐらいとなります。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） そうしますと、税務課長、1ページの第6条関係ですね。第6条か
ら第6条の2、これは市民に対してはこの改正によって不利益はないということですが、税収
も増えもしなければほとんど減りもしないと、そうみなしてよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 小口税務課長。

○税務課長（小口久男） そうですね。第6条関係は居住財産の買いかえということで新築
したものを5年ちょっとたったらすぐ買いかえて、その損失の損益通算等なので、ほとんど
こういう方はないかと思えます。また、第2項についても、これはマイホームの借入れをし
た場合の損失ということですので、ほとんどその対象になる方がいませんので、税収が減少に
なるということはないと考えております。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで
質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加日程第16 議案第2号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり承認することにいたしました。

◎追加日程第17 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市文化財保護審議会設置及び運営条例の一部改正について）

○議長（佐藤昇市） 追加日程第17 議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第3号 専決処分の承認を求めることについて、那須烏山市文化財保護審議会設置及び運営条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年4月1日からの機構改革による担当課等の変更に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めます。

内容は、文化財保護審議会の庶務を生涯学習課から文化振興課に改め、あわせて他の例規そ

の整合性を図り、教育委員会の略称を委員会から教育委員会に改めるものであります。

何とぞ慎重に御審議をいただきまして可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 文化財保護審議会の設置、運営に関する条例でございますが、これは今まで生涯学習課所管であったものを教育委員会の文化振興課のほうに庶務を移すということによろしいんですね。

その中で、例えばユネスコ世界遺産に山あげ等を今後申請していくというような中身でございますが、これまではもともとは教育委員会の生涯学習課所管、生涯学習課じゃなかったです、昔はね。要するにそういう文化関係の教育委員会関係の課のほうで事務局をやっていたのですが、それを山あげの運営にも関係するということございまして、山あげの保存会の事務を商工観光課のほうに移してきたという経緯がありました。

それを今回、さらにこの無形民俗文化財の指定及びその関係ということでございまして、これはもう一度教育委員会所管の文化振興課のほうに戻すと、こういうような理解でよろしいかどうかですね。その辺の考え方、私らが聞きたいのは、その生涯学習課とこの文化振興課の、この仕事は生涯学習課ですよ、これは文化振興課ですよということが明確にわかるような内容をお示しいただければなと思うんですが、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 両方文化振興課長。

○文化振興課長（両方 裕） この4月に新設になりました文化振興課でございますが、文化振興課の担当事務といたしましては2つの担当を設けてございます。1つが文化振興担当でございます。こちらは市の文化振興全てにかかわるものということで、その担当事務でございます。その中に山あげ保存に関するということの特出しで設けまして、御案内のとおりユネスコ関係の無形文化遺産の登録に向けてというようなことで、特出しといいますか強化するために設けてございます。

それともう一つの担当が文化財担当でございます。こちらにつきましては、以前の生涯学習課に文化財担当がございまして、そちらの事務がそっくり文化振興課の文化財担当ということで学芸員を配置しまして強化をするということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 役場内部では十分その辺は理解してるだろうと思うんですが、例え

ばこれはこの担当課ではありませんが、公共交通、これはどう考えても総務課が所管だなというふうに私どもは思っていたわけなんですけれども、それが例えばJR関係については商工観光課というふうになってみたり、今回、このJR関係のものも含む公共交通は総務課所管なんですか。それとも総合政策課のほうなんですかね。その辺がころころころ変わられちゃうと、なかなか市民の皆さんの混乱を来すおそれがありますので、その辺ですね。

1つの課だけでそれを全部賄うことができないような世の中になっておりますのであれですが、主幹課としてはここだということを明確にした上で、そしてそれに付随する関係課横断の担当者を集めていろいろな企画や事務を進めていくというようなことがよろしいのかなというふうに思うんですけれども、その辺のすみ分けは新年度にあたってどのようにされていくのかどうか。もう一度確認したいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 公共交通関係につきましては、今年度もデマンド交通また市営バスの運行、また、烏山線の利用向上対策関係、もろもろかかってくるわけでございます。4月1日からは機構改革、危機管理室も廃止ということに伴います人員削減もありまして、総合政策課のほうにその所掌事務、主たる事務は回っております。

しかしながら、今、平塚議員の御指摘のとおり、1つの課で取り組む内容ではございません。そこら辺については、全て横断的にあそこの課だよという形ではなくて取り組む体制をつくっていくことで進めておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） 今のに関連しまして、そうすると山あげの道路の市の許可だとかを前年度よりたしか商工観光課でやっていただいたんですけど、これからはどのようになるのか。実行委員会の事務局がどこになるのかをちょっと所在を。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 今の山あげ祭の関係の中のことにしましては文化振興課、ユネスコを含めて文化振興課になりましたが、山あげ祭実行委員会、市長部局でございますので、これは商工観光課のほうでもっていまして、いろいろな事業手続を簡略して一緒に簡単に手続ができるように調整しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） できましたら、こういう人事とかいろいろな課の案内みたいなものの中に、どの課がどんな担当になっているのかという一例を、例えば一覧表にするか小冊子でつくるか、市に配っていかないと、これからどこに聞きにいったいいのかがさっぱりわからない状態に変わってしまったので。変わらなければ構わないんですけども、変わったことしみたいなときは少しそのぐらいの市民サービスをしていただけるとありがたいと思いますので、その辺を検討していただきたい。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） これは私どものほう、総務課のほうで担当している事務でございますので、昨年も年度当初には広報紙、お知らせ版等で各課で行っている業務等についてのお知らせをさせていただきました。今年度もやはりそのようなことで、どこでやっているかというのをわかるように周知を図っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されております議案第3号に関連する質問をさせていただきます。

4月1日から文化振興課ができたわけでありまして、ただいま文化振興課長のほうから、その文化振興課は文化振興担当と文化財担当の2つの大きな業務があるということでございます。これ、市内にいろいろな銘木といいますか、個人のお宅にあるそういう古い樹木ですね。それを文化財として指定しているようなところも何か所かあるかと思うんですが、私、ついこの間見たところ、ある個人の家なんですが、旧南那須町時代にその指定をしたんですね。その看板が南那須町、何と書いてあるかちょっと忘れたんですが、その文化財指定の看板なんですよ。それがトタン板でもう曲がっちゃってよれよれになっているようなところもありますので。

文化振興課長、まだ就任間もなくで大変かと思いますが、後でそういう旧烏山町時代、旧南那須町時代から指定している個人宅の銘木といいますか、そんなものも現在、どのようになっているのか。また、その案内看板なんかもどういう状況になっているのか。そんなこともその審議会の中で審議するのかわかりませんが、その辺のこともちょっと頭に置いていただければなというふうに要請をしておきたいと思います。ちょっと一言。

○議長（佐藤昇市） 両方文化振興課長。

○文化振興課長（両方 裕） 案内看板につきましては、ただいま議員御指摘のとおり、調査といいますか、再度確認をさせていただいて、適切なる処置をさせていただきたいと思っております。看板につきましては、順次予算化しております、今年度も山桜ですか、辰街道の山桜の案内看板とか、あとつい最近でございますが、志鳥のカサ藤の看板につきましても設置

をさせていただいております。ただ、その中にちょっと確認したところ、やはり旧町時代の看板がちょっと古くなっていたところもございましたので、再度全体的に見直しをして、修正なりさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 再度で申しわけないんですが、本当に南那須町何とか文化財指定とか何とかと書いてあってね、個人のお宅なんだけど、それが曲がった状態で、下の釘がないんですよ。それがただ、木の根元のところにちょこっと置いてあるだけで、本当に逆にその看板がないほうがいいのかと思うくらいのものであるものですから、後でおいおいしっかりと把握していただければというふうに再度要請をしておきたいと思います。答弁は結構でございます。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1点だけ、参考のためにお伺いをいたします。

この文化財保護審議会というのは、あまりどうも議会のほうでも議論したことがないような気がするんですね。それで、この審議会というのは必要に応じて年に何回か開かれているのではないかと思います。現在、この審議会で議題としているような案件が何かあるのかどうか。これについて1点お伺いします。

○議長（佐藤昇市） 両方文化振興課長。

○文化振興課長（両方 裕） 文化財保護審議会につきましては、文化財保護法に基づきまして市の文化財の保護とか活用につきまして審議をいただく市の付属機関になってございます。それで、ただいま定員10名につきまして、1名ちょっと欠員なんですけど、9名の審議委員がいらっしゃいまして、年に三、四回の会議を開いておりますが、今年度、4月に第1回目の会議を開きまして、今年度の事業計画等を御審議いただいた、協議いただいたところでございます。

その中で、特に今年度の重点事項といたしましては、合併以来、市の文化財の冊子があるんですけども、旧町時代のそれぞれの冊子があるのみで、まだ合作といいますか、那須烏山市としての文化財という冊子ができてございません。こちらがずっと懸案事項だったことでございますので、こちらにつきまして今年度はまだ予算措置してございませんので、今年度中にこちらの調査をいたしまして、来年度の目標といたしましては平成27年度の10月に発行ができるような体制で事務のほうを進めていこうということが決定されましたので、そのようなことが今年度の重点目標になってございます。

○15番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（佐藤昇市） 8番渋谷由放議員。

○8番（渋谷由放） ちょっとお尋ねを、やはりその審議委員会の方々のメンバーの関係なんですけれども、この天然記念物、いわゆる木でありますとか、そういう自然現象みたいなものもそうなんですかね、そういうものであるとか、無形文化財とか、こういうようなものは専門的な所見が必要なのかなと思われるんですけれども、そういう専門ごとに分かれてやるのか。それとも、それについてはみんなでやるのかということが1つと。

もう一つ、この隠れた文化財の発掘といいますかね、最近テレビでもお宝発見なんていって、国宝級が出るなんていうようなこともございますが、そういうような那須烏山市に埋もれているかもしれない文化財の発掘というか発見というか、そういうような考え方があるのかどうか。

私、ユコウという木が国見にありまして、ミカンの里ですから何か文化財みたいな古いものだというので、文化財か何かにしてもらえないかなということ、県の文化財の審議委員にちょっとお話をし、今、検討してもらって、すぐに出るかどうかはわかりませんが、そういうのも1つの観光の目玉みたいなものになるかもしれないんですよ。

そんなことも考えながら、上手に発見なり発掘というんでしょうかね、そういうものができればいいんじゃないのかなというふうに思うので、その辺の取り組み、どのようになっているのか。

○議長（佐藤昇市） 両方文化振興課長。

○文化振興課長（両方 裕） ただいまの御質問の件でございます。審議委員につきましては、それぞれ専門の分野がございまして、それぞれの得意分野の委員に集まっております。それで、分野につきましては特に設けてはございませんが、地区を分けましてそれぞれ担当地区を担っていただいております。そちらで審査をしたものにつきましては、会議のほうに諮って全体で審議をしていただくということでございます。

あと、新たな市の文化財の指定等につきましては、これも過日、第1回目の会議の中で、先ほど申しあげました那須烏山市の文化財の冊子の発行に向けまして、新たに指定というものも必要だろうということで、現在、何点か調査、研究をするということになってございます。

その中に渋谷議員がおっしゃいましたそのユコウですか、そちらの木につきましても、これはユズとスタチの中間といいますか、それに似たような植物だそうですでございますが、そこらにつきましても小木須地区に確認ができているということでもありますので、そちらにつきましても天然記念物として指定できるかどうか、今、検討中でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 天然記念物の話で、ちょっと窮屈な話になっちゃうかもしれませんが、こういう文化財に指定されますと、例えばユコウの実なんかは取れるんですか、取れないんですか。特別取れるような形ができることにはならないんですか。

○議長（佐藤昇市） 両方文化振興課長。

○文化振興課長（両方 裕） 詳しくはちょっと存じ上げてないんですが、ほかの地区でつくってまして、九州のほうではありますが、実が取れているところもあるということでございますが、ちょっと当市においてはそちらがどの程度になるかはちょっとまだ把握はしていません。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） これちょっと、文化財に指定されたときに、実はなっていますから、その実を取って利用することができるのかできないのかということ。

○議長（佐藤昇市） 両方文化振興課長。

○文化振興課長（両方 裕） 文化財指定になった場合に、その実の利用の仕方ですね。こちらにつきましては、その指定になっても、その木そのものを伐採するとか、そうでなければ適切な利用は可能かと思えます。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） せっかくですから、観光に役に立つようなものとか、地元の古さをアピールできるようなものとかを、一生懸命拾い上げてやっていただければと思いますので、新規のものも期待しておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（佐藤昇市） 質疑はありませんか。

3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 文化財の先ほどの久保居議員の質問に関連してですが、文化財の看板、ある市では文化財の看板というのは全部統一をして立派にしているんですね。那須烏山市もこれからそうしてやっていかなければならないと思いますが、やはり私も仕事柄、そういうのは専門職なので、やはり観光とタイアップしたようなものをつくらなければいけないと思うんですよ。例えば神社仏閣にあれば、そこの入り口に大きくここにはこういうものがありますよ。そういったような計画というのはあるのでしょうかという形でお聞きしたいんですが。

○議長（佐藤昇市） 両方文化振興課長。

○文化振興課長（両方 裕） 看板の様式につきましては、残念ながら、現在のところ、統一したものはございませんので、今、議員御指摘のように、できれば市としての統一された看

板の様式みたいなものを設定できればと思っております。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 参考までにですが、小山市のを見ていただければありがたいと思います。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加日程第17 議案第3号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することにいたしました。

これをもちまして、この臨時会に付議された件は全て終了いたしました。

ここで市長の挨拶を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇 挨拶〕

○市長（大谷範雄） 第2回市議会5月臨時会の閉会にあたりまして御挨拶を申し上げます。

本日1日を会期といたしまして開会をされましたが、慎重審議をいただきまして、上程をさせていただきましたいずれの議案も、原案のとおり御承認、御同意を賜りましたことは誠にありがたく、感謝と御礼を申し上げます。審議の中で賜りました御意見等は、今後の市政運営に

あたり、十分心して努めたいと存じております。

さて、本日の臨時会の中で、議長に佐藤昇市議員、副議長に渡辺健寿議員が当選されました。まことにおめでとうございます。さらに、各常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長などの新たな議会体制が確立をされました。

いよいよ新たな議員各位とともに那須烏山市のまちづくりが始まります。冒頭の御挨拶でも述べさせていただきました。総合計画の後期基本計画2年目となる本年度は、厳しい社会経済状況の中で極めて重要な年度である。このように存じております。

私ども執行部も全庁体制のスクラムを組み、職員一丸となりまして、住民の福祉の向上に最大限の努力を傾注してまいり所存であります。

沖縄では、大型連休中には梅雨に入った模様との気象庁の発表がございました。暦の上では既に初夏であります。これからは雨による水害、土砂災害に注意を要する季節を迎えようといたしております。常に市民の安全第一を念頭に、防災、減災力の向上を図るため、今後、水害等の災害訓練も実施をする予定であります。

議員各位におかれましても、議会活動に御健勝にして邁進されますよう御祈念を申し上げますとともに、市政発展のために何とぞ御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日の臨時会、無事閉会となりましたこと、感謝と御礼を申し上げます、閉会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤昇市） 閉会にあたり御挨拶申し上げます。

本日、開催されました第2回臨時会は、議員改選後最初の議会でありました。本臨時会は正副議長及び各常任委員会委員等の選任のほか、市長から提出された議案につきまして慎重に審議を尽くされ、ここに全部の審議を終了することができました。各位の御協力に対し深く敬意をあらわすところでございます。

私も新議長として円滑な議会運営のため努力してまいりたいと考えているところでございます。今後とも特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の御挨拶いたします。

○議長（佐藤昇市） これで平成26年第2回那須烏山市議会5月臨時会を閉会します。大変御苦労さまでした。

[午前 2時41分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成26年9月2日

議 長 佐 藤 昇 市

署 名 議 員 相 馬 正 典

署 名 議 員 小 堀 道 和